

消費税率は
5%？、8%？

3月31日には仮決算を！

ご承知の通り2014年4月1日から消費税率が5%から8%へと引き上げられます。
注意が必要なポイントをあげてみました。

3月31日までに（経過措置を除く）

商品の受け渡しが終了したもの	_____	5%
工事が完了し引き渡しが終了したもの	_____	5%
サービスの提供が終了したもの	_____	5%
4月1日以降であれば	_____	8%

となります。



ポイント

経過措置もありわかりにくい点もあるかと思えます。
各事務所にお気軽にご相談ください

3月31日で売上げの確定をしておきましょう！

例えば20日×の請求の場合、20日×であっても3月21日から3月31日までに引き渡しが終了しているものは5%です。納品書等で3月31日までに終了していることを確認しておくことが必要です。4月20日の請求の際は注意が必要です。

工事が伸びてしまった場合

天候の関係等やむを得ない状況で当初の契約では3月31日までは引き渡す予定であったものが、4月1日以降に伸びてしまったという場合、引き渡しが4月1日を過ぎてしまいますので、8%になります。

5%で仕入れたものを4月1日以降に売の場合は！

仕入れた商品が5%であっても、4月以降に引き渡した場合は8%になります。

外注先への支払いに注意

出来高払いであれば、3月31日までの出来高で区分をします。請負契約の場合ですが、前払い金の支払いを9割していたとしても、完成引き渡しの日で区分をしますので注意が必要です。

在庫の棚卸をしておきましょう

3月31日までに仕入れたものは5%ですが、4月1日以降仕入れたものは8%になります。
しばらくは税率の異なるものが混在してくると思われるので、在庫の棚卸をしておきましょう。